

随意契約理由書

1. 契約工事名

寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター 汚泥焼却設備補修工事

2. 随意契約理由

本工事は、川俣水みらいセンターに設置されている焼却設備の補修を行うものです。

本機器は、安定した汚泥処理を行ううえで重要な機器であるが、老朽化に伴い腐食や摩耗等が進んでおり、安定した運転に支障があるため、補修工事を実施するものです。

本機器は、日本碍子株式会社が設計、製作したものであり、本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力、及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他社では施工できないものであります。

なお、日本碍子株式会社の環境関連事業は株式会社 NGK 水環境システムズに事業継承された後、富士電機水環境システムズとの合併により平成 20 年にメタウォーター株式会社に事業継承されました。

以上のことから、本工事を実施できるのはメタウォーター株式会社以外になく、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定により、同社関西営業部と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第 62 条及び同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。